

せいかつ応援倶楽部 ご利用のしおり



令和8年6月改定

社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会

せいかつ応援倶楽部とは…

日常生活での「ちょっとした困りごと」を地域
住民が主体となって『助け合う』支援活動です。

支援してくれる「地域支援員」は、一般の方です。
特別な資格はありませんが、皆様のために何か
お手伝いできたらとお気持ちのある方ばかりです。

普段一人ではできないことも、支援員さんと一緒なら
できるかもしれません。

利用会員さんの自立と、いつまでも
住み慣れた地域ですごしていただける
よう、地域の支え合いを目指しています。



目次

利用できる方、利用時間、支援内容・・・・・・・・・・	P1
支援できないこと・・・・・・・・・・	P2
会費、利用券・・・・・・・・・・	P3
支援利用の流れ・・・・・・・・・・	P4
利用のキャンセル、事故・・・・・・・・・・	P5
貴重品・金銭、支援中止、利用会員の資格喪失・・・・	P6
勧誘、退会、社協連絡先・・・・・・・・・・	P7



1 利用できる方

日常生活上で何らかの支援を必要とする世帯

※ただし、公的サービス（介護保険、障害者自立支援制度等）を受けられる場合はそちらを優先してください。

2 利用時間

(1)原則として、曜日を問わず7時～18時の間

※12月29日～1月4日は休み

(2)利用限度は、1日最大3時間 まで

※ただし、地域支援員との調整が必要です。

希望日に必ず支援できるとは限りませんので、ご了承ください。



3 支援内容（例）

(1)家事支援

①軽微な修繕等（電球交換等）

②日常的な住居等の清掃・整理整頓

③衣類、寝具の洗濯・日干し、取込み・整理

※支援は、訪問回数ごとで数えます。

④寝具交換、ふとん干し・取り込み

⑤生活必需品の買物等



⑥ごみだし

⑦日常的な家周りの手入れ

⑧お話し相手

⑨子育て支援（産前産後の家事支援等）



(2) 外出支援

①散歩、買物、通院、金融機関の付添い

②公共機関・地域行事への参加付添い



※これらの場合、徒歩、タクシー、公的交通機関（バス、電車等）を利用します。

※地域支援員にかかった交通費、入場券等は利用会員の負担となります。



4 支援できないこと

(1) 支援員の車への同乗

地域支援員の車に同乗して、通院や買物はできません。



(2) 調理業務

衛生上の問題があるので、調理はできません。



(3) 専門的な技術を要すること

理容、理髪、電気工事、マッサージ、身体介護、広範囲や伸び切った草取りや草刈り、庭木の剪定等

(4) 責任が伴うこと

①金融機関、郵便局等における預貯金の
引き出し、現金の預け入れ

②通院における診療、診察立会い、薬の受取り

(5) 利用会員の自立を阻害すること



5 会費

(1) 年会費 1,000 円

①磐田市社協賛助会員として、年度での登録です。

②登録した月から、当該年度末（3月31日）まで有効です。

③2年目以降の場合、再登録が必要です。

④途中で退会をしても返金はありません。

6 利用券

(1) 支援を利用する前に、利用券購入が必要です。

5枚綴り 2,500円（1枚1時間500円）

(2) 有効期限は特にありません。

(3) どなたでも社協で購入ができます。

(4) 使用しなくなった券は社協で換金が可能です。

7 支援利用の流れ



①連絡・相談

- ・ 事前（1～2 週間位前まで）に、社協へ電話か FAX でご連絡ください。
- ・ 調整に時間がかかる場合もありますので、早目の申込みをお願いします。



②調査訪問（初回の場合）

- ・ 事業説明、利用希望会員調査、支援該当の可否
※訪問時、他のサービスや専門機関等がふさわしい場合はそちらをお勧めすることもあります。
- ・ 会員登録をしてください。

②社協職員が地域支援員に支援依頼

- ・ 社協が地域支援員、利用会員をつなぐ仲介役となります。

④支援活動

- ・ 初回支援活動時には、社協職員も同行し、顔合わせ、支援内容の確認を行います。
- ・ 利用券購入、年会費をお支払いください。

⑤支援終了後、利用券を地域支援員に渡す

- ・ 支援活動終了後、地域支援員が活動報告書に支援提供時間等を記入しますので、利用会員は確認後、署名・押印をしてください。



※利用会員による署名・押印が困難な場合、
地域支援員が代筆・代行できます。

⑥次回の支援を希望する場合は、地域支援員と相談を
する。

・信頼関係によって、当人同士の調整も可能です。

※次回の支援までに期間があく場合は、支援の
2週間位前までに再度申込みをしてください。



8 利用のキャンセル

- (1)原則として利用会員が不在の場合は、
支援活動はできません。
- (2)キャンセルの場合、社協営業時間内(平日午前
8時30分～午後5時15分)前日までに連絡
をしてください。
- (3)地域支援員が既に利用会員宅へ訪問した時に
支援中止をした場合、キャンセル料として
利用券1枚を頂きますので、ご了承ください。



9 事故

活動中に何らかの事故が発生した場合は、必ず
社協へ連絡をしてください。但し利用者自身の
単独事故については、利用者責任となります。



10 貴重品・金銭



- (1) 貴重品などは、ご自分で管理してください。
- (2) 地域支援員との間で、利用券、代行以外の金銭の貸借や物品売買、贈答は控えてください。

11 支援中止



台風、地震など天災の場合は、支援を予告なく中止させていただきます。

12 利用会員の資格喪失

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 市外へ転出したとき
- (4) 会費を納入しないとき
- (5) その他、会長が不適當と認めたとき

※支援の際、利用会員及び地域支援員間の信頼関係が損なわれる行為があり、この事業の目的を達することが不可能となった時は、支援を中止させていただきます。

(例) 信頼関係が損なわれる行為とは…地域支援員に対する過剰な批判や要求、暴言、暴力などです。

13 勧誘

政治や宗教等に関することへの勧誘はやめてください。

14 退会

退会する場合は、余った利用券を社協にお持ちいただければ、換金が可能です。

ただし、会費は返金できません。

問合せ先



社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会

〒438-0077 磐田市国府台57番地7 iプラザ1階

本 所：電 話 (0538) 37-9617

FAX (0538) 37-4866

